令和元年（健）第１１６２号

令和２年１１月３０日

主文

１　後記「事実」欄第３の４記載の原処分中、平成○年○月○日から同月○日までに係る部分を取り消す。

２　その余の本件再審査請求を棄却する。

事実

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、健康保険法（以下「健保法」という。）による傷病手当金の支給を求めるということである。

第２　事案の概要

本件は、適応障害（以下「当該傷病」という。）の療養のため労務に服することができなかったとして、傷病手当金の支給を請求した請求人に対し、○○健康保険組合（以下「保険者組合」という。）理事長が、療養のための労務不能とは認められないとして、傷病手当金を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が審査請求を経て、再審査請求をしたという事案である。

第３　本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

１　請求人は、適応障害、うつ病の療養のため労務に服することができなかったとして、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間（以下「既請求期間」という。）、傷病手当金の支給を受けていた。

２　請求人は、当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、平成○年○月○日から同月○日までの期間（以下「申請期間①」という。）について、同年○月○日（受付）、同年○月○日から同月○日までの期間（以下「申請期間②」という。）について、平成○年○月○日（受付）、同年○月○日から同月○日までの期間（以下「申請期間③」という。）について、同年○月○日（受付）、同年○月○日から同月○日までの期間（以下「申請期間④」という。）について、同年○月○日（受付）、同年○月○日から同月○日までの期間（以下「申請期間⑤」という。）について、同年○月○日（受付）、同年○月○日から同月○日までの期間（以下「申請期間⑥」という。）について、同年○月○日（受付）、保険者組合に対し、傷病手当金請求書をそれぞれ提出した。

２　保険者組合は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、既請求期間及び本件申請期間については、「療養のための労務不能とは認められないため」として、傷病手当金を支給しない旨の処分（以下「先行処分」という。）をした。

３　請求人は、先行処分を不服として、標記の社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求をした。

４　審査官は、審査の結果、申請期間④ないし⑥（平成○年○月○日から同年○月○日まで）の期間について傷病手当金を支給しないとした部分を取り消す旨の決定をした（以下、先行処分のうち審査官によって取り消されなかった部分を「原処分」という。）。

５　請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し、再審査請求をした。

第４　当事者等の主張の要旨

（略）

理由

第１　問題点

１　傷病手当金の支給については、健保法第９９条第１項において「被保険者（…）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定されている。

２　本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第３の２記載の理由で行った先行処分のうち取り消されなかった原処分に

対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、既請求期間及び申請期間①ないし③（以下、併せて「本件不服期間」という。）について、療養のための労務不能であったと認められないかどうかである。

第２　事実の認定及び判断

１　本件記録によれば、以下の各事実を認めることができる。

⑴　本件不服期間に係る、傷病手当金請求書におけるａ病院Ａ医師（以下「Ａ医師」という。）が記入した医師意見欄から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

【平成○年○月○日から同月○日までの期間】

ア　医師意見欄

当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　４日間

傷病名：適応障害

療養の給付を開始した日：H○年○月○日

当月実診療日数：０日

上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠、抑うつ気分、嘔き気などを認め薬物療法を行った。うつ状態のため労務不能であった。

【平成○年○月○日から同月○日までの期間】

ア　医師意見欄

当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３１日間

傷病名：適応障害

療養の給付を開始した日：H○年○月○日

当月実診療日数：１日

上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠傾向が続き、薬物療法を行った。うつ状態のため労務不能であった。

【平成○年○月○日から同月○日までの期間】

ア　医師意見欄

当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３０日間

傷病名：適応障害

療養の給付を開始した日：H○年○月○日

当月実診療日数：１日

上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠傾向が続き、薬物療法を行った。うつ状態のため労務不能であった。

【平成○年○月○日から同月○日までの期間】

ア　医師意見欄

当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３１日間

傷病名：適応障害

療養の給付を開始した日：H○年○月○日

当月実診療日数：１日

上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠に対し薬物療法を行った。就労意欲が乏しく労務不能であった。

【平成○年○月○日から同月○日までの期間】

ア　医師意見欄

当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３１日間

傷病名：適応障害

療養の給付を開始した日：H○年○月○日

当月実診療日数：１日

上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠に対し薬物療法を行った。就労意欲が乏しく労務不能であった。

【平成○年○月○日から同月○日までの期間】

ア　医師意見欄

当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３０日間

傷病名：適応障害
療養の給付を開始した日：H○年○月○日
当月実診療日数：１日
上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠に対し、○／○受診時に睡眠導入剤を１５日分処方した。

【平成○年○月○日から同月○日までの期間】
ア　医師意見欄
当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３１日間
傷病名：適応障害
療養の給付を開始した日：H○年○月○日
当月実診療日数：１日
上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠に対し、○／○受診時にブロチゾラム0.25mgを１４日分処方した。

【申請期間①】
ア　医師意見欄
当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３０日間
傷病名：適応障害
療養の給付を開始した日：H○年○月○日
当月実診療日数：１日
上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠に対し、○／○受診時にブロチゾラム0.25mgを１４日分処方した。

【申請期間②】
ア　医師意見欄
当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３１日間
傷病名：適応障害
療養の給付を開始した日：H○年○月○日
当月実診療日数：１日
上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠に対し、○／○受診時にブロチゾラム0.25mgを１４日分処方した。

【申請期間③】
ア　医師意見欄
当月の労務不能と認めた期間：H○年○月○日から○日まで　３１日間
傷病名：適応障害
療養の給付を開始した日：H○年○月○日
当月実診療日数：１日
上記労務不能期間中における傷病の主症状及び経過概要：不眠に対し、○／○受診時にブロチゾラム0.25mgを１４日分処方した。

⑵　請求人に係るａ病院の診療報酬明細書から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

診療年月	傷病名	診療開始日	診療実日数	主な処置内容
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料 傷病手当金意見書交付
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料 傷病手当金意見書交付
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料 傷病手当金意見書交付
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料 傷病手当金意見書交付
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料 傷病手当金意見書交付
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料
○.○	うつ病(主) 不眠症	平○年○月○日 平○年○月○日	１日	再診 通院精神療法(30分未満) 処方せん料 傷病手当金意見書交付

(3) 本件不服期間の医療機関ａ病院に係るｂ薬局ｃ店の調剤報酬明細書の写し

処方年月	処分月日	調剤月日	処方 薬品名・規格・用量・形状・用法	受付回数	調剤数量
○.○	○.○	○.○	【内服】１日１回就寝前 ０１ブロチゾラム錠０．２５mg 「トーワ」１錠	１回	14

２ 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、その被保険者が本来の業務に堪えられるか否かを標準として、社会通念に基づき認定されるべきものであり、必ずしも医学的見地からのみ判断されるべきことではないが、ことは「傷病による療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、その傷病の診療に当たった医師が、その傷病の性質、病状及び治療の経過等を踏まえた結果として、労務不能か否かについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。そして、傷病手当金は傷病の療養のため労務に服することができないと保険者が判断した場合に支給されるものであって、被保険者が何らかの自覚症状があるとか、通院して投薬・注射・処置等を受ける必要があるからといって直ちに労務不能とするものではなく、症状、治療内容、予後の見通し等を総合的に検討し、被保険者が業務に就くことが可能か否かを保険者が判断することとされている。

(2) 本件の場合、本件不服期間について、Ａ医師は、請求人の不眠の症状に対し継続して薬物療法を行い、労務不能であったとしている。この間に、請求人はＡ医師の診察を毎月受けてはいるが、処方せんが交付された月のうち、請求人が調剤を受けたのは、平成○年○月○日の１回しか確認できない。

以上のような治療の実態と請求人の状況を総合的に見たとき、請求人が、調剤を受けた、平成○年○月○日から処方された１４日間は、療養に取り組んだと認められるが、平成○年○月○日から同年○月○日まで及び同月○日から平成○年○月○日までの期間（以下「本件不支給期間」という。）は、医療機関を受診し処方に従った投薬治療を受けなかったことについて相当な理由があったとはいえず、「療養のため労務に服することができない」状態であったと認めることは困難といわざるを得ない。

そうすると、保険者組合が、本件不支給期間について、傷病手当金を不支給とした判断を違法不当ということはできないが、平成○年○月○日から同月○日までの期間について、傷病手当金を不支給とした判断は相当でない。

(3) 以上のことから、原処分のうち、平成○年○月○日から同月○日までの期間に限り、当該傷病のため労務不能と認めることが妥当と判断し、同期間の限度で容認することとして、主文のとおり裁決する。